

塩化銀売払契約書

姫路市（以下「甲」という。）と、〇〇（以下「乙」という。）とは、甲所有の塩化銀について、次のとおり売払い契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、塩化銀売払い仕様書に記載の塩化銀（以下「売払い物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

2 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売払い金額及びその支払）

第2条 売払い物件の売払い金額は金〇〇〇円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

2 乙は、前項の売払い金額から次条第1項本文に規定する契約保証金のうち納入済の金額を除いた金額（以下「納入通知額」という。）を、甲の発行する納入通知書により、令和5年8月28日までに一括して支払わなければならない。

3 次条第1項ただし書に規定する場合においては、前項中「売払い金額から次条第1項に規定する契約保証金のうち納入済の金額を除いた額」とあるのは「売払い金額」と、「令和5年8月28日まで」とあるのは「本契約の締結と同時」とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、本契約の締結と同時に、契約保証金として売払い金額の10分の1以上の金額を甲に納入しなければならない。ただし、乙が本契約の締結と同時に売払い金額全額を甲に支払う場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金には利子をつけない。

3 第1項の契約保証金は、第21条に規定する損害賠償の額の予定又はその一部とは解釈しないものとする。

4 乙が第1項の契約保証金を納付する場合は、当該保証に第16条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 甲は、乙が前条第2項に規定するところにより納入通知額の支払いを完了したときは、第1項の契約保証金を前条第1項の売払い金額に充当する。

6 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。この場合において、第1項の契約保証金は、甲に帰属するものとする。

（所有権の移転）

第4条 売払い物件の所有権は、本契約の締結後、乙が第2条第1項の売払い金額（第7条に規定する売払い金額の納入を遅延した場合の遅延利息を含む。）を甲に支払ったときに、乙に移転するものとする。

（売払い物件の引渡し）

第5条 甲は、売払い金額の支払いを確認した後、速やかに売払い物件を乙に現状有姿のまま引き渡し、乙は、売払い物件の受領書を甲に提出しなければならない。

- 2 引渡場所は、姫路市上下水道局下水道管理センター（兵庫県姫路市飾磨区今在家 1351-22 中部析水苑 2 階水質分析室）とする。
- 3 乙は、売払い物件の引渡しについて、甲の指示に従わなければならない。
- 4 乙は、令和 5 年 9 月 15 日までに、自己の費用負担で引渡場所から売払い物件を搬出させなければならない。
- 5 乙が前項の期限までに売払い物件を搬出しないときは、期限後に発生した一切の事故、損傷及びその他の損害については、甲はその責を負わないものとし、全て乙の負担とする。
- 6 乙は、売払い物件の引渡しから搬出までの間及び搬出時において、甲又は第三者に損害を与えたときは、乙の責任においてその損害を賠償しなければならない。
- 7 売払い物件の引渡し後における一切の事故、損傷及びその他の損害については、甲はその責を負わないものとし、全て乙の負担とする。

(残置物の処理)

第 6 条 甲は、売払い物件内の動産の所有権を放棄し、乙は、当該動産を自由に処分することができるものとする。この場合において、処分にかかる費用は、乙の負担とする。

(遅延利息)

第 7 条 乙は、第 2 条第 2 項に規定する期日までに売払い金額を支払わなかったときには、当該期日の翌日から起算して売払い金額を完納する日までの日数に応じ、その未払金額に年 5 パーセントの割合を乗じて計算した額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

- 2 前項の遅延利息は、第 21 条に規定する損害賠償の額の予定又はその一部とは解釈しないものとする。

(契約不適合責任)

第 8 条 甲は、乙に対して、売払い物件の引渡後に隠れた瑕疵が発見されたとしても、一切の責任を負わない。

(危険負担)

第 9 条 売払い物件の全部又は一部が、本契約の成立後売払い金額支払いまでの間に、滅失又は損傷した場合、その損害は乙の責めに帰すべきものを除き甲が負担し、売払い金額支払い後に生じたこれらの損害は、甲の責めに帰すべきものを除き乙が負担する。

(暴力団の排除に関する措置)

第 10 条 乙は、第 15 条第 1 項第 8 号イからへまでのいずれかに該当する者（以下「排除対象業者」という。）を、この契約の履行に際し締結する全ての請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）の相手方（以下「下請負人等」という。）としてはならない。

- 2 乙は、下請負人等が排除対象業者であることを知ったときは、直ちに甲に報告するとともに、当該下請人等との契約を解除し、又は当該下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 3 前項の場合において、当該契約の解除により乙に損害が生じても、甲はその責めを負わない。

第11条 甲は、乙及び下請負人等が排除対象業者に該当しないことを確認するため、乙に対して、役員等（法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）にあっては役員（法人等において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）その他経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督する責任を有する使用人をいう。以下同じ。）、個人にあってはその者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。以下同じ。）の名簿その他の必要な情報（以下「役員名簿等」という。）の提供を求めることができる。

2 乙は、前項の求めがあったときは、速やかに役員名簿等を甲に提出しなければならない。

3 甲は、乙から提供された役員名簿等を所轄の警察署長に提出し、乙及び下請負人等が排除対象業者に該当するか否かについて、意見を聴くことができる。

4 甲は、所轄の警察署長から得た情報を、姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第7条の趣旨に従い排除対象業者を排除するために、他の業務において利用し、又は外郭団体等を含む甲の関係部局と共有することができる。

第12条 乙は、この契約の履行に当たって排除対象業者から契約の履行の妨害その他不当な要求を受けた場合（当該要求を下請負人等が受けた場合を含む。）は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。

（甲の任意解除権）

第13条 甲は、物件が納入されるまでの間は、次条及び第15条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（甲の催告による解除権）

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間内を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、期間内にこの契約に定める債務を履行しないとき。

(2) この契約の履行に当たって乙が不正の行為を行ったとき。

(3) この契約の履行に当たって乙が職員の指示に従わなかったとき、又は職務の執行を妨げたとき。

(4) 乙又は乙の代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約に関して公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められるとき。

(5) 前各号に掲げるときのほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第22条の規定に違反し、本契約に生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させたとき。
- (2) 乙の債務の全部の履行が不能であることが明らかであるとき。
- (3) 乙が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 物件の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に債務の履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 排除対象業者に本契約に生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させたとき。
- (8) 次のいずれかに該当するとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であることが明らかになったとき。

ロ 暴力団員が役員として経営に関与していることが明らかになったとき（実質的に関与している場合を含む。）。

ハ 暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していることが明らかになったとき。

ニ 役員等が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用したことが明らかになったとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図ったとき。

ヘ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

ト 下請契約等を締結するに当たり、その相手方が排除対象業者であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

チ 乙が、排除対象業者を下請契約等の相手方としていた場合（トに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

リ 下請負人等が排除対象業者であることを知りながら、正当な理由なく甲への報告を怠り、又は下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないとき。

ヌ イからリまでのほか、乙が正当な理由がないにもかかわらずこの約款の条項に故意に違

反し、その違反により暴力団を利用する行為をしたと認められるとき。

- (9) 雇用する労働者に対する賃金の支払について、乙が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項の規定に違反したとして検察官に送致されたとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第14条及び前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）に定める再生債務者又は同法の規定により選任された管財人等
- 3 第1項の場合において、第3条第1項の規定により契約保証金の納付があるときは、甲は、当該契約保証金をもって第1項の違約金に充当するものとする。
- 4 甲は、前項の規定により契約保証金を違約金に充当した後になお余剰があるときは、当該余剰に係る契約保証金は、違約金として甲に帰属する。
- 5 第1項の規定により乙が甲に違約金を支払う場合において、甲は、違約金請求権と乙の契約金請求権その他甲に対する債権とを相殺することができる。
- 6 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、乙は、甲の指定する期間内に当該不足額を支払うものとする。
- 7 第5項の場合において、充当する債権の順序は、甲が指定するものとする。

(返還及び原状回復)

第17条 乙は、甲が第13条、第14条及び第15条の規定により本契約を解除した場合は、売払い物件を甲が指定する日までに乙の負担において原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、売払い物件を現状のまま返還することができる。

- (1) 売払い物件が、乙の責に帰することができない事由により滅失し又は損傷したとき。
 - (2) 甲が売払い物件を原状に回復することが適当でないと認めたとき。
- 2 乙の責に帰すべき事由により売払い物件が滅失し又は損傷している場合、又は前項第2号に該当するときは、乙は売払い物件の減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定により売払い物件を甲に返還するときは、甲が定める日までに売払い物件の返還及び必要な手続き等行わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第18条 乙は、甲が第13条、第14条及び第15条の規定により本契約を解除した場合において、売払い物件に投じた有益費、必要費その他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

(返還金及び利息)

第19条 甲は、本契約を解除した場合は、乙が既に支払った売払い金額を乙に返還するものとする。この場合において、利息を付さない。

2 甲は、本契約を解除した場合において、乙が既に支払った第7条の遅延利息及び第16条第1項の違約金は乙に返還しない。

(返還金の相殺)

第20条 甲は、前条第1項の規定により売払い金額を返還する場合において、乙が甲に支払うべき第7条の遅延利息、第16条第1項の違約金、第17条第2項の減損額又は次条に規定する損害賠償額（以下「遅延利息等」という。）があるときは、返還する金額の全部又は一部と相殺するものとする。

(損害賠償)

第21条 乙は、本契約の履行に際し、乙の責めに帰する理由により甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、当該損害を賠償しなければならない。

2 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第22条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(賠償の予約)

第23条 乙は、乙が本契約に関して次の各号のいずれかに該当したとき、又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が本契約に関して第4号又は第5号に該当したときは、売払い金額の10分の2に相当する額を賠償金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。当該契約を履行した後も同様とする。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体（独占禁止法第2条第2項に規定する団体をいう）が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙を構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号に

において同じ。)において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、乙が本契約に関して次の各号のいずれかに該当したとき、又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が本契約に関して第2号に該当したときは、前項に規定する売払い金額の10分の2に相当する額の賠償金のほか、売払い金額の100分の5に相当する額を賠償金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。当該契約を履行した後も同様とする。

(1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 前2項の規定は、甲に生じた損害の額が賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償金の請求をすることを妨げるものではない。

(秘密の保持)

第24条 乙は、本契約の履行にあたって知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(疑義の決定)

第25条 本契約に定めのない事項又は本契約に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(合意管轄)

第26条 甲及び乙は、本契約に関する紛争が生じたときは、その第一審の専属的合意管轄裁判所を神戸地方裁判所又は姫路簡易裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通保持する。

令和5年8月18日

甲 姫路市
姫路市上下水道事業管理者 植田 敏勝

乙 姫路市▲▲
○○株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○